

第206回 大阪市入札等監視委員会

- 1 開催日時 令和7年6月16日（月）14時00分から
- 2 開催場所 大阪市契約管財局会議室
- 3 議題
 - (1) 令和7年1月～令和7年3月分の契約状況について
 - 【審議1】

湊町リバープレイス熱源設備改修その他機械設備工事	・・・P3
参考資料	・・・別冊1
 - (2) 【審議2】

指定管理者制度について	・・・別冊2
-------------	--------
 - (3) 【審議3】

「大阪市公共工事総合評価落札方式運用要領」等の改正について	・・・別冊3
-------------------------------	--------
 - (4) 【報告1】

競争入札参加停止措置及び資格制限運用状況総括表 (令和7年1月～令和7年3月分)	・・・別冊4
---	--------
 - (5) 【報告2】

談合情報等対応状況一覧表 (令和7年1月～令和7年3月分)	・・・別冊4
----------------------------------	--------
 - (6) その他

契約の方法	事後審査型制限付一般競争入札
発注局	契約管財局
事業主管局	都市整備局
工事名称	湊町リバープレイス熱源設備改修その他機械設備工事
工事概要	別紙①工事概要のとおり
物件等級	A
入札参加資格及び 入札参加資格の設定理由	別紙②入札参加資格のとおり
公告日	令和6年11月21日
開札日	令和6年12月19日
予定価格(税抜)	293,162,000円
最低制限価格(税抜)又は 低入札価格調査基準価格(税抜)	272,582,000円
落札金額(税抜)及び落札率	289,900,000円(落札率98.9%)
契約金額(税込)	318,890,000円(289,900,000円+消費税28,990,000円)
契約相手方	九櫻設備工業株式会社
契約日	令和7年1月14日
入札参加者数	1者
入札経過及び入札結果	別紙③入札経過調書のとおり
備考	

「湊町リバープレイス熱源設備改修その他機械設備工事」について

1 事業目的

湊町リバープレイスの 5 階ホールの空調用熱源設備の更新を主な目的とする。

2 工事概要

本工事は湊町リバープレイスの 5 階ホールにセントラル空調を行うための熱源設備である空冷式スクリーブラインチラー、氷蓄熱槽、吸収式冷温水機や空調用冷温水搬送設備である冷温水ポンプ、冷水ポンプ、膨張タンクの更新及びそれに伴う配管改修等を行うものである。

3 工事場所：大阪市浪速区湊町 1-3-1

4 更新設備概要

(1) 空冷式スクリーブラインチラー：2 基（設置場所：屋上）

冷却能力：174kW

ブライン条件：入口－3.7°C、出口－8.0°C、流量 660L/min

ブラインポンプ・密閉式膨張タンク組込型、屋外仕様

(2) 氷蓄熱槽：2 基（設置場所：屋上）

ブライン条件：入口－8.0°C、出口－3.7°C

外融式、屋外型

(3) 吸収式冷温水機：3 基（設置場所：屋上）

冷却能力：352kW（100USRT）

加熱能力：295kW（84USRT）

ガス焚二重効用、冷却塔一体型、屋外仕様

入札参加資格

- 1 令和6・7・8年度大阪市入札参加有資格者名簿（工事）に入札書提出時点において、登録種目「090:管工事」かつ希望種目「05:給排水衛生冷暖房工事」で登録されていること
- 2 当該案件の入札書提出日から開札日まで有効な電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第13条第1項第1号の電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、大阪市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用するための大阪市の電子業者登録（ICカードの登録）を完了している者であること。なお、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）については代表者がICカードを取得し、事業協同組合等（以下「組合」という。）については代表者が組合としてのICカードを取得し、電子入札システムを利用するための大阪市の電子業者登録を完了している者であること
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- 4 建設業法に基づく「管工事業」にかかる特定建設業許可を有すること
- 5 次に掲げる全ての条件を満たす技術者を配置できること
 - (1) 建設業法に係る「管工事業」の監理技術者又は主任技術者であること
 - (2) 監理技術者においては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを有する者であること
 - (3) 契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)が4,000万円以上(ただし建築一式工事は8,000万円以上)の場合は、常勤の自社社員(在籍出向者、派遣社員は認められない。)であり、かつ、入札書提出期限日現在において3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)が4,000万円未満(ただし建築一式工事は8,000万円未満)の場合は、入札書提出期限日現在において常勤の自社社員(在籍出向者、派遣社員は認められない。)であること
 - (4) 契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)が4,000万円以上(ただし建築一式工事は8,000万円以上)の場合は、専任の技術者を配置できること（ただし、監理技術者を配置する工事において、建設業法第26条第3項ただし書きに定める監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を配置するときはその者を専任で配置できること）。専任で配置予定の技術者は、落札決定日現在で、他の工事に配置していないこと。ただし次の項目に該当する場合を除く。
 - (ア) 余裕期間制度活用工事である場合で、配置予定技術者を落札決定日現在で他の工事に配置している場合は、着工日前日までに他の工事の配置を終えていること（なお、契約締結日時点で着工日前日までに工事が完了することが明確である場合に限る。）
 - (イ) (ア)を除き、議会の議決を要する工事である場合で、配置予定技術者を落札決定日現在で他の工事に配置している場合は、本契約締結日前日までに他の工事の配置を終え

ていること

- (5) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）を配置する場合は、監理技術者補佐を専任で配置できること
 - (6) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること
 - (7) 特例監理技術者が兼務できる工事は、本市発注工事(市内工事に限る。)で本工事を含めて 2 件までであること
- 6 入札書提出開始日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税[普通徴収]、市・府民税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、延滞金、重加算金、不申告加算金、過少申告加算金、及び滞納処分費）を完納していること
- 7 消費税及び地方消費税の未納がないこと
- 8 入札書提出日において、建設業法第 28 条第 3 項又は同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと
- 9 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- 10 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- 11 入札書提出日において、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の審査基準日が 1 年 7 か月以上経過していないこと
- 12 11 の条件を満たす経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類別の完成工事高の年平均が「0」でないこと
- 13 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあつては、すべての組合員が本要件を満たすものであること
- 14 関係会社の参加制限
- 当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの 1 者しか参加できない。
- (1) 資本関係
- 以下のいずれかに該当する 2 者の場合。

- ① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

- 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) 以下のいずれかに該当する2者の場合

- ① 組合（共同企業体を含む。）とその構成員
- ② 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合
- ③ 一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合

- (4) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合上記(1)から(3)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

15 入札書提出日より開札日時までの間において、入札参加者（参加者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が次の項目に該当する場合

- (1) 建設業法第 28 条第 3 項又は同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けている。
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
- (4) 経営事項審査の審査基準日が 1 年 7 か月を経過している。
- (5) 経営事項審査の最新のものにおいて当該案件に応じた建設工事の種類の種類別の完成工事高の年平均が「0」である。

